第六十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（次項第二号において「株主総会等」という。）」を「株主総会等」に、「を開始する」を「の開始の」に、「開始する日」を「開始の日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三十四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、同号の役員の職務につき株主総会、社員総会その他これらに準ずるもの（次項第一号及び第四項第二号において「株主総会等」という。）の決議（当該職務の執行の開始の日から一月を経過する日までにされるものに限る。）により同条第一項第二号の定め（当該決議の日から一月を経過する日までに、当該職務につき当該役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）を交付する旨の定めに限る。）をした場合における当該定めに基づいて交付される特定譲渡制限付株式とする。

第七十二条の三中「臨時的な」を削り、「うち、」を「うち臨時的なもの（」に改め、「支給されるもの」の下に「、法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式によるもの」を加え、「第五十四条第一項」を「第五十四条の二第一項」に、「以外のものをいい、」を「を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を支給する場合（」に、「支給する当該」を「当該」に、「含む。）を支給する場合」を「支給する場合を含む。）」に、「、当該賞与」を「、これらの賞与」に、「、当該各号」を「当該各号」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第七十三条第一項第三号ロ中「（専修学校及び各種学校）」を「（私立専修学校等）」に改め、同条第二項第三号中「繰越欠損金の損金算入」を「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し」に改め、同項第四号中「災害」を「青色申告書を提出しなかった事業年度の災害」に改め、同項第十三号中「及び第五項（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「（国家戦略特別区域における指定法人」に改め、同項第十五号中「法人税額から控除する特定外国子会社等の外国税額」を「内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等」に改め、同項第十六号中「法人税額から控除する特定外国法人の外国税額」を「特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等」に改め、同条第三項中「（寄附金の意義）」を削る。

第七十九条中「、補助金又は給付金」を「又は補助金」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第五条第一項（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金のうち財務省令で定める使途に充てられるもの

第七十九条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とする。

第九十六条第四項第十五号を同項第十六号とし、同項第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「（少額短期保険持株会社）」の下に「に係る承認等」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　株式会社日本貿易保険

第九十六条第五項第六号ロ中「範囲」を「範囲等」に改める。

第二編第一章第一節第二款第十三目の二の目名を次のように改める。

第十三目の二　譲渡制限付株式を対価とする費用等

第百十一条の二の見出しを「（新株予約権につき給与等課税事由を生ずべき所得の種類等）」に改め、同条第一項中「第五十四条第一項」を「第五十四条の二第一項」に改め、同条第二項中「第八十四条（株式等を取得する権利の価額）」を「第八十四条第二項（譲渡制限付株式の価額等）」に、「第五十四条第一項」を「第五十四条の二第一項の」に改め、同項第一号及び第二号中「第五十四条第一項」を「第五十四条の二第一項」に改め、同項第三号中「第五十四条第二項」を「第五十四条の二第二項」に改め、第二編第一章第一節第二款第十三目の二中同条を第百十一条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

第百十一条の二　法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する政令で定める関係は、同項に規定する譲渡制限付株式（以下この条において「譲渡制限付株式」という。）の交付の直前に同項の内国法人と当該内国法人以外の法人との間に当該法人が当該内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式（出資を含む。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項及び第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係があり、かつ、当該交付の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間（次項第一号に規定する譲渡制限期間をいう。以下この項において同じ。）終了の時まで当該内国法人と当該法人との間に当該関係が継続すること（当該譲渡制限期間内において当該法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割（以下この項において「合併等」という。）により次に掲げる株式が交付されることが見込まれている場合には、当該譲渡制限付株式の交付の時から当該合併等の直前の時まで当該内国法人と当該法人との間に当該関係が継続すること。）が見込まれている場合における当該内国法人と当該法人との間の関係とする。

一　当該合併により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該合併法人の譲渡制限付株式で、当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該合併法人との間に当該合併法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

二　当該分割型分割により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式で、当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

2　法第五十四条第一項に規定する政令で定める株式は、次に掲げる要件に該当する株式とする。

一　譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。）についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号及び次項において「譲渡制限期間」という。）が設けられていること。

二　法第五十四条第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人又はその株式を発行し、若しくは同項の個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた同項の個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

3　法第五十四条第一項に規定する政令で定める譲渡制限付株式は、次に掲げるものとする。

一　合併により当該合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人である場合　当該合併に係る合併法人の譲渡制限付株式又は当該合併の直前に当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人の譲渡制限付株式

ロ　当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人との間に法第五十四条第一項に規定する政令で定める関係がある法人である場合　当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該合併法人の譲渡制限付株式